

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 平成十六年宮城県告示第百九十五号(衛生試験手数料条例第一条の規定による手数料の額)の一部改正 (環境生活総務課) 一
- 有害図書類の指定 (青少年課) 一
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更(二件) (森林整備課) 五
- 漁業指導船新宮城丸漁獲物販売委託及び歳入徴収事務等の委託(三件) (水産振興課) 六
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (用 地 課) 六
- 土地収用法に基づく事業の認定 (道 路 課) 七
- 道路の区域変更 (道 路 課) 七
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 八
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会 計 課) 八
- 土地改良区役員の内任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 九
- 土地改良区役員の内任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (同) 一一
- 住民監査請求に係る監査結果について (同) 一一

告 示

○宮城県告示第百八十四号

平成十六年宮城県告示第百九十五号(衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額)の一部を次のように改正し、平成二十年五月二十三日から施行する。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表二の項中「9 ツツガムシ抗体価検査」

同

「一、八〇〇」を

109 ツツガムシ抗体価検査
グロブリンクラス別クラミジアトラコ
マチス抗体価検査

同

一、八〇〇

に改める。

○宮城県告示第百八十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	ビデオボーイ 290 07851・06	(株)ジーオーティー
二	雑 誌	SPEVODVD vol. 20 17940・06	(株)ジーオーティー
三	雑 誌	月刊メルフレボンパー 6月号 08513・06	KKベストセラーズ
四	雑 誌	ムクツラジカル vol. 19 03300・6	ワイレア出版(株)
五	雑 誌	衝撃の体験告白 6月号 04723・06	(有)つり案内社
六	雑 誌	レディースコミックタブー 6月号 19673・06	三和出版(株)
七	雑 誌	パパラッチ 6/1号 20437・6/1	(株)双葉社
八	書 籍	写真集「デス・シーン」死体のある光景 4・8074・0633・7	第三書館

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百八十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第二十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十九年十二月から平成二十年三月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成19年12月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年（月）	試験項目	違反の有無及び違反の内容
有限会社アグリテック宮城県栗原市	同左	牛用広葉樹皮発酵飼料	広葉樹皮発酵混合飼料	19.9	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
株式会社エエオカハーベスト東北流通センター登米市	同左	米ぬか	屑米糠	19.12	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
朝日精麦株式会社登米市	同左	和牛肥育前期用混合飼料	こだわりの前期	19.11	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
		とうもろこし・ふすま二種混合飼料	ラクコーン	19.11	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
株式会社ジェイ美食名取工場	同左	米ぬか発酵飼料	スーパーラン	19.6	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
バイオバンク株式会社仙台工場	同左	混合飼料	R B - 2000	19.12	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
サツポロビール株式会社仙台工場	同左	ビール粕飼料	モルトフィード/サツポロサイレニジ	19.12	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無

気仙沼センター水産加工業協同組合フイ 気仙沼市	同左	魚粉	荒粕	19.12	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
三陸飼料株式会社 気仙沼市	同左	魚粉	荒粕	19.12	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
ばくばく飼料工場 石巻市	同左	牛用ビール粕混合飼 料	黒みつの素	19.12	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無

栄養成分に関する検査

平成19年12月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年	試 験 結 果 の 概 要											違反の内容		
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素%	水溶性 窒素 %	ペクチ ン消 化 率 %	TDN %	ME kcal/ kg		その他 の検査	
株式会社科学飼料研 究所高崎工場 群馬県高崎市	宮城県漁業協 同組合志津川 支所	くみあい配合飼料 干シ ソウダ育成用飼料 銀乃すけ	19.12	41.58	17.45	2.24	1.60	0.60	9.63								無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛肥育用飼料 ばくばく麦無添加	19.12	14.22	3.24	0.30	0.35	4.47	5.61								無
		肉牛肥育用	19.12	13.70	2.85	1.15	0.62	4.73	5.36								無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「㊟」を付けている。

安全性に関する検査
平成20年1月収去

製造事業場等の名称 及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物 の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造 (輸入) 年	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
奥州白石温麺協同組 含まぢみ製麺工場 白石市	同左	製麺用	製麺用	20.1	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質%	粗脂肪%	カルシウム%	リン%	粗繊維%	粗灰分%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペグシ消化率%	TDN%		ME kcal/kg	その他
鹿島飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市	株式会社丸山 蔵王町	日配ほ乳期子豚用配合飼料スーパーゴールド	201	23.16	4.75	1.28	0.93	1.14	4.28							無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

安全性に関する検査

平成20年3月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三陸アイツシユミニル株式会社魚町事業所 石巻市	同左	魚粉	飼料用60%魚粉	202	重金属-鉛、カドミウム、水銀 抗酸化剤-エトキシキン	無
協同アイツシユミニル工業石巻事業所 石巻市	同左	魚粉	65%フイッシュミール	203	重金属-鉛、カドミウム、水銀 抗酸化剤-エトキシキン	無
日本水産女川油飼工場 牡鹿郡女川町	同左	銀鯉育成用配合飼料	ニツスイ配合飼料 ギンキン育成用EP	203	重金属-鉛、カドミウム、水銀 抗酸化剤-エトキシキン, BHT	無
大協物産株式会社 長浜事業所 石巻市	同左	魚粉	60%フイッシュミール	203	重金属-鉛、カドミウム、水銀 抗酸化剤-エトキシキン	無
メルシヤン株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ざんざけ育成用配合飼料	メルシヤン印ギンザケソフ TEP	203	重金属-鉛、カドミウム、水銀 抗酸化剤-エトキシキン	無
日本農産工業株式会社 塩釜工場 塩釜市	宮城県漁業協同組合 石巻支所 石巻市	ざんざけ育成用配合飼料	J P印銀鯉育成用配合飼料 ざん太郎カラー10P	202	重金属-鉛、カドミウム、水銀 抗酸化剤-エトキシキン	無

日本農産工業株式会社塩釜工場	同左	ほ乳期子豚育成用配合飼料	ノーサン印子豚人工乳前期用配合飼料ウイニーA	20.3	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
有限会社カネト水産塩釜工場	同左	養魚用イカミール	カネトイカミール	20.3	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無

栄養成分に関する検査
平成20年3月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試 験				概 要				違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %		ゲージン消化率 %	T D N %	M E kcal/kg
日本水産女川油飼工場 鹿野郡女川町	同左	ニギスイ配合飼料E P	20.3	37.28	9.65	1.50	1.26	1.30	8.52						無
メルシヤン株式会社 石巻市	同左	メルシヤン印ギンザ ケルソトE P	20.3	35.63	24.75	2.39	1.30	0.78	7.66						無
日本農産工業株式会社塩釜工場	宮城県塩釜市 同組合石巻総 会支所	J P 印鯉鯉育成用配 合飼料ぎん太郎カ ラニ10P	20.2	33.5	18.54	2.18	1.40	1.55	9.47						無
日本農産工業株式会社塩釜工場	同左	ノーサン印 子豚人工乳前期用配 合飼料ウイニーA	20.3	24.75	5.84	1.17	0.95	0.65	4.82						無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第五百八十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十年五月二十三日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市栗駒岩ヶ崎裏山二一六の一四九から二一六の一五二まで、二一六の二六五、二一六の二六八、二一六の二六九、二一六の一七五、二一六の二七六

保安林として指定された目的
干害の防備

変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

遠田郡涌谷町笹岳字花立二九の一、二九の四、二九の五

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び涌谷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第五百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年五月十二日次のとおり委託した。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市南町三丁目三番七号 気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

平成二十年五月十二日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の女川町地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年五月十二日次のとおり委託した。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎八十七番 株式会社女川魚市場

二 委託期間

平成二十年五月十二日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の釧路市漁業協同組合地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年五月十二日次のとおり委託した。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

北海道釧路市浜町三番十二号 釧路市漁業協同組合

二 委託期間

平成二十年五月十二日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百九十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、歌津町加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」といふ。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 本吉町
- 二 事業の種類 本吉町下川内多目的集会場駐車場整備事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 宮城県本吉郡本吉町東川内地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

1 法第二十條第一号の要件への適合性について

本吉町下川内多目的集会場駐車場整備事業（以下「本件事業」といふ。）は、法第三條第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第二十條第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十條第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である本吉町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、法第二十條第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十條第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本吉町では長期総合計画「新世紀はまなすプラン」を行政運営の基本方針とし、「みどり豊かな健康文化のまちづくり」を進めている。また、まちづくりの推進基盤として住民自治組織である振興会を組織するとともに、集会場施設を設置し、活発なコミュニティ活動が展開されるよう条件整備、環境づくりに取り組んでいる。

振興会は町内40地区で組織されているが、その一つである第25行政区振興会が利用する下川内多目的集会場は、昭和58年に建築されて以来、主に地区内の会合、研修会、各種文化活動などコミュニティ活動の場として積極的に活用されている。この地区は、住宅が散在しているため、利用者のほとんどは車で来場しているが、駐車場が狭いため路上に駐車することもあり事故が懸念されるなど好ましい状況ではなかったことから新たに駐車場を整備することとしたものである。

本件事業の施行により、路上駐車も解消され集会場施設の利便性が向上することになり地区住民の活動が促進され心豊かな地域社会づくりに寄与するものであり、得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は存在せず、工事施工中の騒音についても、騒音規制法に定める規制基準を遵守するほか利用者等の安全に十分に配慮した工事施工を実施することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業の起業地は、駐車場ということでは集会場に隣接することを条件とし、利用者の利便性や周辺の環境、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された二候補地の比較検討を経て決定されており、合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十條第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十條第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

現在の集会場は、駐車場が十分に確保されていないため利用者は不便をきたし路上駐車も行われており安全性の問題がある。また、第25行政区振興会からは駐車場の早期整備について強く要望されていることから本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十條第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十條各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六條の第二項の規定による図面の縦覧場所 本吉町役場（まちづくり推進課）

○宮城県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年五月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川佐沼線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
栗原市瀬峰新田沢五四番一地从先から 同市瀬峰新田沢二二六番一地从先まで	前A	一〇・四 二九・五	二六七・六	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	後A	一〇・四 二九・五	二六七・六		
	後B	八・二 二三・一	二六七・六		

○宮城県告示第五百九十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 迫都市計画道路事業
 - 2 名称 三・五・四号 石ノ森佐沼線及び三・五・五号 中江塚崎線
- 二 施行者の名称 宮城県
- 三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

○宮城県告示第五百九十六号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中
 杜せきのした支店 名取市増田字柳田五百九十番地（七街区四画地）
 増田支店 名取市増田二丁目二番七号

杜せきのした支店 名取市増田字柳田五百九十番地（七街区四画地）
 杜せきのした支店 エア 名取市増田字関下四百六十番地（十七街区一画地）
 増田支店 名取市増田二丁目二番七号

増田支店仙 名取市下増田字南原
 台空港出張所 名取市増田字関下四百六十番地（十七街区一画地）
 増田支店工 名取市関上二丁目三番八号
 アリ出張所
 関上支店

増田支店仙 名取市下増田字南原
 台空港出張所 名取市関上二丁目三番八号
 関上支店

附 則

この告示は、平成二十年五月二十三日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同年四月二十三日から適用する。

○宮城県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川堰土地改良区
役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年五月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年四月一日	相原昌昭	加美郡色麻町大字下新町五十一番地一	理事
平成二十年四月一日	和泉次郎	黒川郡大衡村駒場字欠下一番地三	理事
平成二十年四月一日	大場光彦	大崎市三本木坂本字太子堂十二番地	理事
平成二十年四月一日	萩原俊二	黒川郡大衡村大衡字萱刈場六十一番地	理事
平成二十年四月一日	菅原正彦	大崎市三本木斉田字屋敷三十九番地一	理事
平成二十年四月一日	遠藤悦次	加美郡色麻町一の関字原屋敷一番地	理事
平成二十年四月一日	高橋信夫	大崎市三本木音無字阿弥陀二十四番地三	監事
平成二十年四月一日	小俣日出男	加美郡色麻町四電字東原六十一番地	監事
平成二十年四月一日	細川運一	黒川郡大衡村大衡字柵木百三十八番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年三月三十一日	相原昌昭	加美郡色麻町大字下新町五十一番地一	理事
平成二十年三月三十一日	和泉次郎	黒川郡大衡村駒場字欠下一番地三	理事
平成二十年三月三十一日	大場光彦	大崎市三本木坂本字太子堂十二番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号）七十キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
 - 3 納入期限 平成二十年六月二十九日 午前十一時
 - 4 納入場所 宮城県気仙沼市 気仙沼港内 「宮城丸」
 - 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十年八月
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者（同附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつ

平成二十年三月三十一日	萩原俊二	黒川郡大衡村大衡字萱刈場六十一番地	理事
平成二十年三月三十一日	菅原正彦	大崎市三本木斉田字屋敷三十九番地一	理事
平成二十年三月三十一日	松崎金夫	加美郡色麻町一の関字中屋敷二十番地	理事
平成二十年三月三十一日	高橋信夫	大崎市三本木音無字阿弥陀二十四番地三	監事
平成二十年三月三十一日	小俣日出男	加美郡色麻町四電字東原六十一番地	監事
平成二十年三月三十一日	斉藤時夫	黒川郡大衡村駒場字横前五番地一	監事

ては、その者を更生手続開始の申し立てをしなかつた者又は申し立てされなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

6 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）平成二十年六月十二日午後五時までに申請すること。

四 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所及び契約条件並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 亀山 勉 電話〇二二・二二一・三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十年六月十二日午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年六月十二日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十年六月十八日午前九時から平成二十年六月十九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十年六月十九日午後五時まで

ロ 提出場所 1 同。こ。

ハ 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きする。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札執行の場所及び日時までとする。

5 開札執行の日時及び場所

平成二十年六月二十日午前十時 教育庁会議室（宮城県庁行政舎十六階）

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百二十三条及び第百二十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

70 Kiloliters

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS K2205-1980) Class 1, No. 2)

2 Deadline for Delivery : June 29, 2008

3 Place of Delivery : Miyagimaru, Port of Kesennuma, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : June 19, 2008, 5 : 15 p.m.

5 Contact Person : Tsutomu Kameyama, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural, 3-8-1 Honcho,

Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-21-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年五月二十三日

宮城県知事 村井 嘉 浩

一 随貨契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 A 重油（JIS一種1部）百九十キロメートル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一節

三 契約の相手方を決定した日 平成二十年四月四日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び所在地 株式会社ナスタイ 気仙沼市榎田三丁目五番四節

五 契約総額 一十七百四十三万五千円

六 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の

二條一頁第八号に該当

監査委員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成20年5月23日

宮城県監査委員 畠 山 和 純

宮城県監査委員 袋 野 正

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

第1 請求のあった日

平成20年3月18日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3 - 28

仙台市民オンブズマン

代 表 十 河 弘

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

措置請求書の別紙1～6・7に記載した石巻県税事務所、大崎県税事務所、石巻土木事務所、大崎土木事務所、石巻地方振興事務所、及び大崎地方振興事務所に勤務する仙台市在住の職員の平成18年度における下記旅費支出については、違法又は不当な公金の支出であるので、当該職員に対し、宮城県が当該職員に対してなした下記支出額の返還を求めるなどの損害を補填するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための制度改正措置等を講ずるよう勧告することを求める。

記

(1) 通勤手段が、JR等の公共交通機関の職員について、JR等で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費・日当）

(2) 通勤手段が、自家用車の職員について、自家用車で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費・日当）

(3) 交通費を辞退している職員について支給された日当

2 請求の原因

(1) 宮城県職員の旅費支給規定

イ 宮城県職員が出張する場合、旅費が支給されることになっている（職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号。以下「旅費条例」という。）第3条第1項）。職員が旅行する場合、旅行命令に基づくことが必要とされ（旅費条例第4条第1項第1号）、旅費は所定の請求手続に従って支給されることになっている（旅費条例第13条）

ロ 旅費については、鉄道賃、車賃、日当等の種類があり（旅費条例第6条）、日当は県内旅行の場合一日あたり1,300円（全行程を自家用車を利用して移動する場合は650円）と定められている（旅費条例第20条、別表第一）

ハ なお、旅費条例第41条第1項は、「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」とし、旅費規定にかかわらず不当又は通常必要としない旅費については支給しない旨定めている。

(2) 本件各旅費の支給状況

各地方事務所における平成18年度の旅費二重取り（通勤区間と同じ区間の出張の場合に、通勤手当とは別に出張に際して交通費・日当を支給されていること）は、次のとおりである。

イ 石巻県税事務所

<p>石巻県税事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費の二重取り状況は、合計79,558円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金49,230円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金30,328円 となる。</p> <p>ロ 大崎県税事務所 大崎県税事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費の二重取り状況は、合計63,322円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金21,722円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金0円 日当のみ（交通費辞退） 金41,600円</p> <p>ハ 石巻土木事務所 石巻土木事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計481,188円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金50,270円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金430,918円 となる。</p> <p>ニ 大崎土木事務所 大崎土木事務所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計308,481円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金15,655円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金215,154円 日当のみ（交通費辞退） 金77,672円 となる。</p> <p>ホ 石巻地方振興事務所 a 水産漁港部 水産漁港部に勤務する仙台市在住の職員の旅費の二重取り状況は、合計176,109円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金72,810円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金103,299円 となる。</p> <p>b 総務部 総務部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計34,568円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金4,240円</p>	<p>自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金30,328円 となる。</p> <p>c 地方振興部 地方振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計102,553円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金5,940円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金96,613円 となる。</p> <p>d 農業振興部 農業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計102,242円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金0円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金102,242円 となる。</p> <p>e 農業農村整備部 農業農村整備部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計428,223円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金232,190円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金196,033円 となる。</p> <p>f 林業振興部 林業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計76,519円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金56,741円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金19,778円 となる。</p> <p>へ 大崎地方振興事務所 a 大崎家畜保健衛生所 大崎家畜保健衛生所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計156,366円である。この内訳は、</p> <p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金24,478円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金112,658円 日当のみ（交通費辞退） 金19,230円 となる。</p> <p>b 総務部 総務部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計126,173円である。この内訳は、</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金27,890円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金69,683円 日当のみ（交通費辞退） 金28,600円 とする。 地方振興部 地方振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計102,377円である。 この内訳は、 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金45,007円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金5,370円 日当のみ（交通費辞退） 金52,000円 とする。 農業振興部 農業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計204,734円である。 この内訳は、 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金93,236円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金59,498円 日当のみ（交通費辞退） 金52,000円 とする。 農業農村整備部 農業農村整備部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計563,872円である。 この内訳は、 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金273,875円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金97,153円 日当のみ（交通費辞退） 金192,844円 とする。 美里農業改良普及所 美里農業改良普及所に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計21,480円である。 この内訳は、 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金21,480円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金0円 とする。 林業振興部 林業振興部に勤務する仙台市在住の職員の旅費二重取り状況は、合計112,510円である。 この内訳は、 公共交通機関を利用している場合の旅費二重取り額 金43,610円 自家用車を利用している場合の旅費二重取り額 金0円</p>	<p>日当のみ（交通費辞退） 金68,900円 とする。 ト 前記各地方事務所の旅費の二重取りの件数及び額をまとめると、合計1,416件、314万275円となる。これは、前記各地方事務所における仙台市への全出張の件数にして約79.8%、額にして約86.7%にあたる。 (3) 本件各旅費支給の違法性・不当性 イ 通勤手段が、JR等の公共交通機関の仙台市在住職員について、JR等で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費）の違法性・不当性 当該職員の出張形態は、居住地から出張（直行）、出張先から帰宅（直帰）、居住地から出張しそのまま帰宅（直行直帰）の3パターンがある。 しかし、当該職員は、仙台市から各勤務地までの通勤手当の支給を受けており、これとは別に仙台市までの出張の際に旅費を支給することは、旅費の二重支給であり、全く必要のない支給である。にもかかわらず、旅費条例第41条第1項を適用せずに旅費を支給することは、明らかに不当であるとともに、任命権者の裁量権濫用・逸脱も明白である。 従って、本件旅費支給は、違法（裁量権濫用・逸脱）又は不当な公金支出である。 ロ 通勤手段が、自家用車の仙台市在住職員について、自家用車で仙台市へ出張した際に支給された旅費（交通費）の違法性・不当性 当該職員の出張形態も、居住地から出張（直行）、出張先から帰宅（直帰）、居住地から出張しそのまま帰宅（直行直帰）の3パターンがある。 この出張についても、前記イ同様、旅費支給したことは、違法（裁量権濫用・逸脱）又は不当な公金支出である。 ハ 日当支給の違法性・不当性 前記イ・ロの場合、公用車を一部利用している場合、及び当該職員が交通費支給を辞退している場合において、いずれも日当が支給されている。 しかし、前記各出張（旅行）は、いずれも通勤手段と同じ交通手段であり、しかも、出勤又は帰宅途上に出張先に立ち寄るとい程度のものである。出張先での滞在時間も、出張目的の多くが「事務打合せ」や「会議」、「用務」であることに鑑みれば、ほとんどが数十分から数時間程度であると思われる。また、そもそも出張自体が当該職員の業務に関するものであると考えられるから、そのような出張に日当を支給すること自体の合理性も疑わしい。 従って、前記各出張に日当を支給する必要性・合理性は乏しく、そのような出張に対して旅費条例第41条第1項を適用せずに日当を支給することは、明らかに不当であるとともに、任命権者の裁量権濫用・逸脱も明白である。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

よって、本件日当支給は、違法（裁量権濫用・逸脱）又は不当な公金支出である。
二 旅費二重取りに対する一般市民の認識

a 2007年12月9日付け河北新報刊には、本件と同様の県職員旅費二重取り問題が発覚した青森県の県民から県職員に対する不信感と批判の声が高まっていること、青森県庁内でも市民感覚とかけ離れた支給に違和感を覚える職員もいることが紹介されている。（事実証明書1）

b 浅野史郎・前宮城県知事も、旅費二重取り問題について、「民間企業から見たら、ちよつと常識から外れていると思われるだろう。」と指摘している。（事実証明書2）

c かかる認識や、旅費二重取り問題が発覚した宮城県を含む東北各県において、旅費支給の基準の見直しを行っている事実を鑑みれば、本件旅費二重支給が不当な公金支出であったことは明らかであり、また、不当な旅費であるにもかかわらず旅費条例第41条第1項を適用しなかつた任命権者の裁量権濫用・逸脱も認められる。

従って、一般市民の認識の観点から見ても、本件旅費支給は違法又は不当な公金支出である。

(4) 以上のとおり、県職員に対する旅費の二重支給は違法又は不当な公金支出にあたる。

県職員旅費二重取り問題は、2007年11月14日に河北新報で青森県職員の出張旅費「二重取り」として報道されたことに端を殊する。請求人は、この報道に接し、2007年12月2日に開催された北海道・東北市民オンブズネットワークの例会における議論を踏まえて、同月3日に本件で対象としている地方事務所に勤務する仙台市在住職員の出張旅費について情報公開請求を行った。そして開示された4,000枚以上に及ぶ大量の資料を分析した上で、違法又は不当な公金支出であるとした旅費支給について、本件住民監査請求を行うものである。

従って、違法又は不当な公金支出がなされた日から1年を経過した分についても、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項ただし書きの「正当な理由」が存し、本件監査請求は適法である。

第4 請求の受理

請求人は、「平成18年度に6地方事務所が職員に支給した1,416件の旅費は、違法又は不当な公金支出である。」とした上で、「違法又は不当な公金支出がなされた日から1年を経過した分についても、法第242条第2項ただし書きの正当な理由が存し適法な請求である。」として監査及び措置を請求している。

本件監査請求は、公金の支出に係る監査請求と認められる。公金の支出に係る監査請求については、法第242条第2項の期間制限の適用がある。個別に摘示のあった1,416件の旅行について見

ると、146件の旅行については、旅費の支出があった日から1年以内に請求がなされており適法な請求と認められるのでこれを受理する。残り1,270件の旅行については、旅費の支出があった日から1年を経過した後に請求がなされていることから、これについて適法な請求と認められるか、同項ただし書きにいう「正当な理由」が認められるかどうかについて判断する必要がある。

請求人は、「県職員旅費二重取り問題は、2007年11月14日に河北新報で青森県職員の出張旅費【二重取り】として報道されたことに端を殊し、2007年12月2日に開催された北海道・東北市民オンブズネットワークの例会における議論を踏まえて、同月3日に本件で対象としている地方事務所に勤務する仙台市在住職員の出張旅費について情報公開請求を行った。そして開示された4,000枚以上に及ぶ大量の資料を分析した上で、住民監査請求を行った。」と述べている。

ところで「正当な理由があるとき」とは、「当該行為がきわめて秘密裡に行われ、一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合のように、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すとされ、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。（最高裁判昭和63年4月22日判決、最高裁平成14年9月12日判決）」とされている。

本件監査請求について見ると、まず、職員の通勤手当及び旅費の支出に関する書類については、個人情報を除き、住民はいつでも開示請求できる状態であったことから、当該行為が秘密裡に行われていたという事実は認められない。

次に、住民が相当の注意力をもって調査したとき、知ることができたかどうかについては、旅費条例等の規程は常に公開されており、制度については知り得る状態にあるものの、通勤手当と旅費という別々の制度を詳細に理解しないと判断できない内容である可能性があるため、当該行為を知ることができたときと解されるときから相当の期間内に監査請求がなされたかどうかについて検討する。

請求人が述べているとおり2007年11月14日に青森県職員の旅費二重取り問題が新聞報道され、翌15日には「宮城県も支給か」との見出しで、青森県と同様に出張旅費の「二重取り」があった可能性が強い旨の新聞報道がなされている。このことから、この時期が当該行為を知ることができたときと解され、このときから本件監査請求がなされるまでに4ヶ月以上の期間を要している。

また、本件住民監査請求において個別具体的に摘示するために必要な6つの地方事務所の旅費の支出に関する書類については、大崎及び石巻の地方振興事務所と土木事務所が平成19年12月4

日、大崎及び石巻の県税事務所が平成19年12月18日に請求人に対して情報開示がなされており、この時点から起算しても、本件監査請求がなされるまでに3ヶ月以上の期間を要している。前記最高裁判例等から、相当な期間は2ヶ月程度と判断される。したがって、今回の監査請求は、当該行為を知ることができたときから相当な期間内になされたとは認めることができない。以上のことから、本件監査請求で個別に摘示のあった1,416件の旅行のうち、当該旅行に係る旅費の支出が平成19年3月18日より前の旅行1,270件（別表第1）に係る部分については、公金の支出があった日から1年を経過しており、かつ、正当な理由も認められない不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項
個別に摘示のあった旅行のうち、別表第2の146件の旅行（以下「監査対象旅行」という。）に係る旅費の支出及び当該旅費を受給した職員への通勤手当の支出とした。

2 監査対象箇所

総務部人事課並びに大崎県税事務所、石巻県税事務所、大崎地方振興事務所、石巻地方振興事務所、大崎土木事務所及び石巻土木事務所を監査対象箇所とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成20年4月11日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠（事実証明書3）の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。概要は次のとおりである。

(1) 栃木県や山形県では、県内出張における日当を廃止し旅行雑費のみの支給としている。このことから、何県では、日当の必要性や妥当性がもはや認められず、その支給は違法又は不当であると判断したものと解される。

(2) 公金支出に対する民主的コントロールを確保する見地から、制度改善は旅費条例の改正によりなされるべきである。

(3) 住民監査請求にあたり、相当多数の旅行について見たが、出張の目的や内容が不明なものが多い。復命書がないもの、〇〇用務や事務連絡という表記で内容がわからないもの、こんな用務で出張が必要なのか疑わしいものが、仙台に限った旅行でも2割に及んでいる（事実証明書3）

(4) 今回の請求内容には、支出から1年を経過したものが含まれているが、その理由は、4,000枚近くの大量な資料を手分けして分析し、問題のあるものを抽出し違法又は不当な支出を特定したためである。注意力を持つ市民が出来るだけの努力をして特定したことを理解願いたい。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査により、次のことを確認した。

(1) 旅費の支給状況について
監査対象旅行に係る旅費について、別表第2のとおり支出されていることを確認した。

(2) 通勤手当の支給状況について
監査対象旅行に係る旅費を受給した職員について、当該旅行した日の属する月の通勤手当を受給していることを確認した。

(3) 旅行命令の記載状況について
事実証明書3で指摘のあったことについて監査対象旅行を確認したところ、旅行命令時の旅行内容欄については、事務所独自で定型化して入力しているところが多く、事務打合せ、事務連絡、会議出席、普及用務、会場整備事業用務、畜産振興用務としか表記されておらず、旅費の支出関係書類だけでは、旅行内容や目的が具体的に分からないものが認められた。

2 監査対象箇所からの聴き取り

事実確認を踏まえて、監査対象箇所に対して聴き取りを行った結果、概要は次のとおりである。

(1) 石巻県税事務所

イ 通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間の旅費について、平成18年度は、職員が電車賃等を辞退するという事例はなかった。

ロ 旅費と通勤手当は支給根拠が別であることから、通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間について、旅費を支給することに特に疑問を持たなかった。

ハ 大崎の事務所の通勤手当と旅費の取扱いについての情報はなく、電車賃を辞退するという取扱いがあることすら知らなかった。

ニ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知が出された後、入力の手間と調整部分のチェックにかなりの時間を要するため、事務処理時間は以前に比べ2～3倍くらいになった。

ホ カラ出張及び不必要な旅行は、全くない。

ヘ 復命書については、会議等の場合は必ず作成するよう指導している。人事関係等機密を要するものや事務連絡等軽微なものについては、口頭復命の場合もある。

ト 日当については、旅行に係る経費についての手当として妥当性を欠くものではないと思う。

(2) 大崎県税事務所

イ 仙台市内に居住し新幹線通勤をしている職員が、仙台市内に旅行する場合には、職員から定期乗車券を利用するため電車賃がからないという問題提起を受け、大崎合同庁舎

内を調査したところ、保健福祉事務所及び土木事務所では、既に交通費辞退の取扱いを実施していた。当事務所でも平成18年5月1日から所内足並みをそろえ、交通費について職員から辞退の申し出があった場合は、日当のみを支給することとした。

□ 辞退の事務処理については、他の事務所が既に実施していたので、特に人事課等に相談はしなかった。

ハ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知が出された後の事務処理状況については、自家用車通勤者の調整が煩わしい。今年4月から新しいシステムが稼働したが、自家用車通勤者の調整に手処理部分があるため、最大で1件当たり30分の入力時間を要している。

ニ カラ出張及び不必要な旅行は、全くない。

ホ 出張の際の復命書については、書類提出等簡易なものは、作成していない。会議等については全て作成している。

ヘ 日当については、これまで支給すべきものと考えていた。ただし、県内出張について見直しが必要と思うが、東京出張については当然必要と思う。

③ 石巻土木事務所

イ 通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間の旅費について、平成18年度は、職員が電車賃等を辞退するという事例はなかった。

ロ 通勤定期乗車券を利用した旅行で電車賃の辞退が大崎合同庁舎内の事務所で一般化していたことについて、当事務所では、理由はわからないが、一般化していなかった。旅費と通勤手当はそれぞれの条例に基づき支給されていた。交通費の辞退という取扱いがあること自体知らなかったが、辞退する者としめない者が混在することは、自然ではないと思う。制度をしっかりと整理すべき問題だと思う。

ハ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、通知のとおり取り扱っている。旅費事務担当者の手間は、以前の3倍くらいになっている。今年4月から新システムが稼働しているが、当所は職員数が多く基礎データの入力が増えているため、発生源入力（旅行する職員が自分で入力すること。）は5月以降になる予定である。

ニ 日当については、旅行に係る経費について、個々に算定するのは大変なことであり、定額で支給することには合理性がある。ただし、現在、県庁のみへの旅行は、日当が出なくなつたがそれも自然かなと思う。

ホ カラ出張は、全くない。

ヘ 復命書については、どこまで詳しく書くかという問題はありますが、指摘されれば、もう少し詳しく書く必要があるかとも思う。前所長から「ほうれんそう」（報告・連絡・相談）の徹

底という指示もあり、会議はもちろんのこと、打ち合わせについても復命書を作成している。指摘のあった12件の復命書のない旅行については、人事担当職員の旅行で、記録できない内容のためである。

④ 大崎土木事務所

イ 仙台市内に居住し新幹線通勤をしている職員が、仙台市内に旅行する場合については、平成10年頃から、職員から交通費辞退の申し出があった場合、日当のみの支給とする取扱いをしていた。所内で足並みをそろえて実施したのは、平成17年4月からであり、辞退の申し出は、全て職員の自主的なものであった。

ロ 辞退の取扱いを実施するに当たり、人事課へは特に相談しなかったようである。

ハ 辞退することになった理由は、仙台から通勤する職員は、仙台～古川間の新幹線定期乗車券があり、仙台への出張の際には実費が生じないため、予算の節減なども含め、辞退を申し出たようである。

ニ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、煩雑さは出ているが、旅費担当職員ごとの表を作って対応しており、それ程の煩雑さにはなっていない。

ホ 復命書については、軽微な内容の場合、口頭による復命もある。内容によっては、復命書に書けないこともある。記載方法については、検討が必要があると思う。

ヘ カラ出張及び不必要な旅行は、全くない。

ト 日当については、県庁旅行だけを例にとると1,300円は高いと思う。額については是正した方がよいと思う。

⑤ 石巻地方振興事務所

イ 通勤手当の認定区間と旅行経路の重複する区間の鉄道賃の辞退については、平成18年度に1人だけあった。当時人事課からの指導もあり、通勤手当は給与の一部であり、費用弁償である旅費とは別々のものと考えていた。

ロ 石巻で辞退の取扱いが広がらなかった理由については、推測であるが、大崎の場合は、新幹線通勤ということで金額が大きいため、受給する職員が違和感を持ったのではないかと認める。職員個々人の辞退とか事務所内の取扱いの問題ではなく、制度を改めるべき問題だと認識している。

ハ 青森県の問題が報道された後、自家用車通勤者の調整について主管課を通じて問題を提起したが、いろいろ難しい調整があり、人事課で検討中とのことだったので、通知が出るまで待つていたという状況である。

ニ 二重取りという言われ方については、抵抗がある。県民には詭弁と言われるかもしれない

が、決して二重に取っているわけではなく、職員が意図的に受給していたわけでもない。制度にそって受給していたということを、県民にしっかりと説明すべきだと思う。

ホ 定期乗車券を持っていて電車賃をもらうことについては、疑問をいだいた職員もいたと思うが、当時、出納局等指導機関に問い合わせても、別の制度だから問題ないという回答だった。

ヘ 日当の額については、検討が必要だと思うが、出張の際の携帯電話での連絡や交通費等の経費がかかっていることは現実であり、必要なものだと思う、日当を廃止し、全て職員の負担にするのはおかしい。

ト カラ出張及び不必要な旅行は、あり得ない。

チ 復命書については、服務規程どおりに作成している。軽微なものについては、口頭復命で済ませる場合もある。内部的には詳しく内容が書かれていなくてもあ・うんの呼吸で理解している。請求人は、「復命書」のみを開示請求しているが、復命書が無いとしている中には、打ち合わせ記録等をしっかりと作成しているものもある。

リ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、通知のとおり取り扱っている。今年4月から新システムが稼働しているが、自家用車出張の際の調整など手計算部分があり、早くシステム化してもらわないと、庶務担当者が人員削減された現状では、大変な負担になっている。

(6) 大崎地方振興事務所

イ 仙台市内に居住し新幹線通勤をしている職員が、仙台市内に旅行する場については、職員から、定期乗車券を使用するため交通費がかからないので、自発的に旅費を辞退したいとの申し出がたびたびあった。大崎合同庁舎内を調べたところ、県税事務所、保健福祉事務所、土木事務所では、職員から旅費の辞退の申し出があった場合日当のみを支給する取扱いを既に実施していたので、当所も部長会議で意思統一を図り、平成18年8月1日から職員本人から辞退の申し出がある場合、日当のみを支給することとした。辞退の意思表示は、各職員が旅行命令票に辞退のゴム印を押印することとした。

ロ 辞退の取扱いについては、先例があり条例や規則違反ではないと思う。当時の総括担当次長が人事課に電話相談したと聞いている。

ハ 日当については、旅行雑費的な経費として当然必要なものと思う。額については、もう少し低額でもよいと思う。

ニ 自家用車通勤者の出張については、通勤経路と必ずしも一致せず、出張のほとんどの場合、通勤距離をオーバーすることになるので、ガソリン代の負担等から定期乗車券の場合と

は別と考え、減額はしていなかった。また、職員からの辞退ということもなかった。

ホ 平成19年3月と同年12月の人事課長通知後の事務処理については、定期乗車券使用の場合の調整は煩雑でないが、今年1月からの自家用車使用の場合の調整は煩雑で、もっと調整が簡素化できないかと思っている。

今年4月からの新システムについては、2点問題がある。1点目は調整をシステムが自動でしてくれないため面倒であることと、2点目は手処理部分もあり、人の目でチェックしなければならぬこと。慣れてくれば、ある程度落ち着くものと思うが、このチェックが大変である。

ヘ カラ出張及び不要不急な出張は無い。そんな予算もない。

ト 復命書については、案件によって口頭復命も認められている。復命書のないものは約3割である。復命書作成のマニュアルは無く、細かく書く必要もない、簡単で意味が通じれば良い。人事案件用務については復命書を作成していない。

(7) 総務部人事課

イ 旅費制度について
旅費の性格は、旅行の事実に対して支払われる実費弁償とされ、旅行のための一切の費用を弁償しうるものでなければならぬとされている。

旅費の支給方法は、旅費の実費弁償という建前からすれば、証拠資料に基づいて一切の費用を弁償する証拠方式を採用することが望ましいが、そのためには証拠書類の授受を安易に行い得る社会の仕組みが必要とされ、その建前が満たされない中で証拠方式を採用することは、いたずらに旅行者や旅費支給担当者の業務を増加させることとなり経費の非効率を生じるとされている。

よって、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）をはじめとして、標準的な実費額を支給することにより、業務の簡素化が図られ、人件費を含む経費の節減が利点とされる定額方式が採用されている。

旅費の主な種類としては、鉄道賃、車賃、日当等がある。

鉄道賃... 鉄道料金

車 賃... 自動車等の陸路に係る経費

日 当... 地域内の移動に要する経費

ロ 通勤手当について

通勤手当は、通勤に要する経費を補助することを目的としている趣旨の手当てとされていることから、限度額が定められており、限度額を超える場合には自己負担が生じている。

ハ 旅費の減額調整の取り組みについて

平成12年に日当の額の見直しを行うなど旅費の実費弁償という性格をより実現するため、これまでも検討を続け取組を進めてきている。

- a 平成19年3月30日通知「定期乗車券を所持する職員の旅費の調整等について」
- b 平成19年12月26日通知「旅費と通勤手当の調整について」
- c 平成20年4月14日通知「旅費（日当）の減額調整について」

二 仙台市から新幹線通勤する大崎土木事務所の職員が、平成10年頃から交通費を辞退していたことについて、認識はしていたが、通勤手当と旅費の支給との調整ができるかどうか検討しており、県下一律の取扱いではなく、あくまで職員の自主的判断に委ねていた。当時、他県でも通勤手当と旅費を調整して支給しているところは少なかった。

ホ 県の全ての機関の旅費担当者が参加する平成15年度の会計事務担当者の研修会では出納局とともに、「旅行命令した場合、それに係る旅費は支給しなければならず、通勤手当の支給とは全く関係がない、通勤手当が支給されているからと言って、旅行命令権者が辞退を強制するあるいは旅行命令権者の判断で支給しないといった取扱いはできない。また、通勤手当で補えるのは旅費のうちの交通費部分であり、旅費の辞退があった場合でも日当を支給する必要がある。」旨指導しており、以降平成18年度まではこの方針で出納局とともに各地方事務所を指導していた。

ヘ 旅費と通勤手当の調整の検討については、さまざまなケースを想定し調整を進めてきた。人事課長通知は、調整のついたものから順次改めることとしたものである。また、新しい旅費システムが今年4月に稼働する予定だったことから、通知の時期が遅れたという事情もある。

ト 民間の企業の取扱いについては、特に調査もしておらず把握していなかった。これまで、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき国や他県との権衡を図ることで行ってきた。

チ 平成7年頃のカーラ出張が問題となった時、単身赴任者についての宿泊料などが問題となり改正しているが、通勤手当と旅費の調整については、特に問題にはならなかった。

リ 大崎の各地方事務所で交通費の辞退という取扱いが行われた理由としては、新幹線利用ということもあり、旅費が高額であったこと、県の財政が厳しくなり財政的な面もあったと思う。

ヌ 大崎に勤務する職員が新幹線通勤の際に通勤手当の不足分を手出ししている額は、大崎県税事務所では8人が年間一人平均で64千円、地方振興事務所では33人が同72千円、土木事務所

所では4人が同48千円、最大の者で年間18万6千円の手出しとなっている。石巻では、電車通勤者の手出しはないと思う。

ル 平成17年度頃から交通費の辞退という取扱いが顕在化し、平成19年3月に人事課長通知を出すに至った経緯は、既に調整について検討をしており、辞退の申し合わせをする大崎の地方事務所が増えたことや、他県で調整するところが増えてきたため、より実費弁償に近い形に改めたものである。

ロ 今年4月に稼働した旅費の新しいシステムについては、これまで旅費計算の基礎となる起点を県内約330カ所から約4,000カ所に、県外約330カ所を約8,900カ所に増やしたことにより、職員が出張する際、出発地や経路を正確に入力することができ、より実費に近い旅費を計算することができるようになった。事務の煩雑さについては、当初慣れるまでは大変と思うが、慣れれば大丈夫と思う。自家用車出張の際の調整など、一部手処理部分があるが、これからシステムを改善する予定である。システムの改善で省力化が図れる点があれば、これからは改善を図っていきたい。

リ 旅費の二重取りや裁量権の濫用・逸脱という指摘については、濫用や逸脱があったとは思っていないが、いろいろな問題があることは認識しており、さまざまなケースを想定しながら検討を続けてきた。

ル 報告等に使った携帯電話などの旅行雑費については、実態として、これまでは日当でまかなっていたということになるが、今年4月以降、日当についてはほぼ支給されなくなっていることから、今後、日当の構成についての考え方も整理したい。また、駐車料金や高速料金についても検討している。

ロ 平成19年3月及び同年12月の人事課長通知については、当面の措置として発したものであり、調整が整った時点で職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県訓令甲第23号。以下「旅費支給規程」という。）を改正したい。

リ 相当多数の旅行で復命書がないもの、土地改良用務、畜産振興用務としか書いておらず旅行の内容が不明なもの、書類提出等の用務で本当に出張が必要だったのか疑わしいという請求人の指摘については、今後、可能な限り説明責任を果たせるよう指導を徹底したい。

第7 判断

旅費については、法第204条第1項で「旅行する職員に対して旅行中の費用を償うために支給する義務が規定され、また、同条第3項により旅費の額及び支給方法は条例で定めるべきこととされていることを受けて、本県では旅費条例が定められている。そして、旅費条例第41条第1項において、旅費条例の規定による旅費を支給した場合に、大幅

に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合は、旅費を減額調整することができることとなっている。この規定に基づく旅費支給規程第9条第1項において、公用車出張の交通費、自家用自動車等便乗出張の車賃や日当、親族の居宅等に宿泊する場合の宿泊料等、同項各号に定められている項目について減額調整することとなっている。

請求人が主張するところの旅費の二重支給、すなわち、通勤手当を受けている場合に、旅費条例第41条第1項の規定を適用した旅費の減額調整を行なかつたことについて検討する。通勤手当は、性格的には実費弁償に近いものの職員の通勤に要する経費を補助する手当として給与の一種であり、旅費とは別の性格を有するため、平成18年度以前は、旅費条例第41条第1項の解釈として、旅費を支給する際の調整対象とは考えられていなかったことが認められる。このことは、第6-2-(7)-ホに記載したとおり、平成18年度までの会計職員研修等において、旅費制度担当課等から各地方事務所の旅費担当職員に、旅費と通勤手当は調整対象としない旨指導されていたことから裏付けられる。

さらに、旅費と通勤手当の調整については、職員の勤務条件に関する事項であるので、これを変更するに当たっては、所要の調整を図るほか、地方公務員法第24条第5項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮する必要がある。旅費法に準拠して、旅費につき定額方式を採用している本県においても、これまで他県の動向を踏まえつつ調整し、検討を重ね、改善してきていることが認められる。

以上のことから、監査対象旅行に係る旅費の支出についての財務会計行為は、当時の旅費条例等の規定及び旅費制度担当課等の指導に従って行われた正当なものであり、また、当該条例等の規定及びその解釈や運用も違法又は不当と解する余地はない。

請求人の主張は、一般県民の視点から、旅費と通勤手当の調整を行うように改めるべきとの趣旨としては理解できるとしても、当該財務会計行為等に何らの違法又は不当は存しないのであるから、これを棄却する。

付言・知事に対する要望
旅費と通勤手当の調整を行っていなかった取扱いについては、社会通念に照らして適切さを欠いており、県民の理解を得難いものと認められた。

また、旅費と定期乗車券の調整の取扱いについては、平成16年頃から大崎合同庁舎の主な事務所では順次関係職員の自主的な申し合わせにより、統一的に交通費の辞退処理が行われ、旅費制度を指導する人事課への問い合わせや相談がなされていた。更に、近年他の地方公共団体において調整する動きが出ていたにも関わらず、検討に時間を要し対応が遅れたことは誠に遺憾である。

なお、この4月から運用が開始された新たな旅費システムにより、ほぼ実費に近い旅費支給とな

たものの、旅費の事務処理がかなり煩雑になったことも確認された。
加えて、職員服務規程（昭和35年宮城県訓令甲第25号）第12条第1項の規定で、出張が軽易なものである場合は口頭復命のみで復命書の作成を省略することが認められているものの、復命書の未作成や旅行命令時の旅行内容欄記載の簡略化等から出張の目的や内容が旅費の支出関係書類からは具体的に分からないものも存在した。

以上のように、今回の監査の過程において、職員の出張旅費等に関して改善を要する点が認められたので、監査委員は知事に対して次のことを要望することとした。

- 1 交通費及び日当の減額調整措置が人事課長通知により行われているが、今回の制度改正を確実なものとするため、早期に旅費条例等において明文化を図ること。
- 2 今後とも、社会通念に適合した旅費制度とするよう努めること。
なお、現在手計算処理となっている自家用自動車出張旅費と通勤手当の調整計算を早期に旅費システムに組み込むなど、制度変更に際しては、事務の効率化や簡素化にも留意して対応すること。
- 3 出張に際して、復命書等の作成や旅行命令時の旅行内容記載方法に留意するなど、可能な限り旅行の内容や用務を明らかにし、説明責任を果たすように努めること。

別表第1

事務所名	措置請求書資料番号	No	件数	金額
石巻県税事務所	別紙1	1～11, 13～18, 20～29	27	66,444
大崎県税事務所	別紙2	1～10, 14～19, 22～41	36	56,822
石巻土木事務所	別紙3	1～12, 15～22, 25, 27～33, 35～37, 40, 42～63, 66～76, 79～100, 105～112, 114～123, 125～132, 134～151, 157～170	145	401,142
大崎土木事務所	別紙4	1～16, 20～27, 29～37, 40～49, 53～54, 56～81, 83～146	135	276,468
石巻地方振興事務所水産漁港部	別紙5-1	1～4, 7～38, 41～44, 46～64, 67～76	69	157,465
総務部	別紙5-2	1～9, 11～12	11	31,772
地方振興部	別紙5-3	1～35	35	96,443
農業振興部	別紙5-4	1～13, 15, 17～25, 27～34	31	89,467

” 農業農村整備部	別紙 5 - 5	1 ~ 25, 29 ~ 50, 53 ~ 72, 75 ~ 110, 113 ~ 153, 158 ~ 175	162	397,718
” 林業振興部	別紙 5 - 6	1 ~ 2, 4 ~ 15, 18 ~ 22, 24 ~ 32	28	66,057
大崎家畜保健衛生所	別紙 6 - 1	1 ~ 3, 5 ~ 34, 36 ~ 55, 58 ~ 66	62	145,469
大崎地方振興事務所総務部	別紙 6 - 2	1 ~ 5, 7 ~ 16, 18 ~ 48, 52 ~ 62	57	115,513
” 地方振興部	別紙 6 - 3	1, 3 ~ 13, 17 ~ 18, 20 ~ 22, 25 ~ 34, 36 ~ 40, 43 ~ 57	47	84,177
” 農業振興部	別紙 6 - 4	1 ~ 29, 31 ~ 42, 45 ~ 58, 62 ~ 70, 72 ~ 89, 92 ~ 96	87	187,678
” 農業農村整備部	別紙 6 - 5	1 ~ 22, 24 ~ 42, 44 ~ 60, 63 ~ 74, 76 ~ 83, 85 ~ 112, 117 ~ 146, 148 ~ 170, 172 ~ 184, 186 ~ 202, 206 ~ 243, 246 ~ 250, 252 ~ 279	260	536,775
美里農業改良普及所	別紙 6 - 6	1 ~ 9	9	19,440
大崎地方振興事務所林業振興部	別紙 6 - 7	1 ~ 27, 29 ~ 33, 35 ~ 55, 57 ~ 72	69	106,010
合 計			1,270	2,834,860

別表第2

大崎県税事務所

番号	氏名	旅行日	支払日	交通手段	旅行経路	旅費 支払額	用務先	用務内容	調整の有無	調整の内容、金額
11	熊澤 修	平成19年3月16日	平成19年4月10日	新幹線・一般	古川 - 仙台 - 鉤取	1,300	県庁	県税事務所長会議等	○・無	交通費辞退 1,956
12	熊澤 修	平成19年3月19日	平成19年4月10日	新幹線・一般	鉤取 - 仙台 - 古川	1,300	県庁	内示, 人事関係	○・無	交通費辞退 1,956
13	熊澤 修	平成19年3月28日	平成19年4月10日	新幹線・一般	古川 - 仙台 - 鉤取	1,300	県庁	公報送致	○・無	交通費辞退 1,956
20	佐々木恵美子	平成19年3月9日	平成19年4月10日	新幹線・一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300	県庁税務課	平成18年度収納事務担当国会議	○・無	交通費辞退 1,580
21	佐々木恵美子	平成19年3月28日	平成19年4月10日	新幹線	古川 - 仙台 - 古川	1,300	県庁	事務連絡	○・無	交通費辞退 3,160
小		計		5件		6,500				10,608

石巻県税事務所

12	佐藤 城 晃	平成19年3月26日	平成19年4月4日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁	事務連絡(事務引継)	有・○	
19	三浦 保 徳	平成19年3月26日	平成19年4月4日	自家用車運転	泉 - 仙台 - 石巻	3,092	県庁	事務連絡(事務引継)	有・○	
30	米 森 清	平成19年3月16日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 福田町	2,310	県庁	平成18年度県税事務所長会議等	有・○	
31	米 森 清	平成19年3月19日	平成19年4月4日	一般	福田町 - 仙台 - 石巻	2,310	県庁	人事異動内示	有・○	
32	米 森 清	平成19年3月26日	平成19年4月4日	一般	石巻 - 仙台 - 福田町	2,310	県庁	事務連絡(事務引継)	有・○	
小		計		5件		13,114				0

大崎地方振興事務所

総務部

6	大平 輝 雄	平成19年3月19日	平成19年4月4日	一般 新幹線	泉 - 仙台 - 古川	1,300		事務打合せ	○・無	交通費辞退 1,870
17	加藤 裕 二	平成19年3月14日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	2,880	土地改良事業団 体連合会	会計検査院第4局農林水産検査第2 課会計実地検査打合せ	有・○	
49	佐藤 信 男	平成19年3月9日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 宮城	1,300	自治会館	平成19年度組織改編に伴う会計事 務説明会	○・無	交通費辞退 1,900
50	佐藤 信 男	平成19年3月13日	平成19年3月27日	一般	宮城 - 仙台 - 宮城	1,940	県庁第2分庁舎	事業総点検に係るプロジェクトチ ーム点検	有・○	
51	佐藤 信 男	平成19年3月16日	平成19年3月27日	一般	宮城 - 仙台 - 宮城	1,940	県庁第2分庁舎	事業総点検に係るプロジェクトチ ーム点検	有・○	
63	畑 中 浩	平成19年3月20日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 東仙台	1,300		事務連絡	○・無	交通費辞退 1,760
小		計		6件		10,660				5,530

地方振興部											
2	氏家 清明	平成19年3月28日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 向陽台	1,300		会議出席	①・無	交通費辞退	2,058
14	及川 正博	平成19年3月19日	平成19年4月4日	一般 新幹線	仙台 - 仙台 - 古川	1,300	県庁	中小企業地域資源活用プログラムに関する説明会	①・無	交通費辞退	1,580
15	及川 正博	平成19年3月23日	平成19年4月4日	新幹線	古川 - 仙台 - 古川	1,300	県庁	平成18年度第5回地方振興担当班長会議	①・無	交通費辞退	3,160
16	及川 正博	平成19年3月27日	平成19年4月4日	一般 新幹線	仙台 - 仙台 - 古川	1,300		会議出席	①・無	交通費辞退	1,580
19	大平 輝雄	平成19年3月28日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 泉	1,300		会議出席	①・無	交通費辞退	1,870
23	曾根 孝悦	平成19年3月20日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 七郷	1,300	仙台エクスプレス トホチル東急	宮城・山形広域連携シンポジウム	①・無	交通費辞退	1,956
24	曾根 孝悦	平成19年3月28日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 七郷	1,300		会議出席	①・無	交通費辞退	1,580
35	千葉 忠好	平成19年3月20日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300	仙台エクスプレス トホチル東急	宮城・山形広域連携シンポジウム	①・無	交通費辞退	1,580
41	堀 ゆか	平成19年3月8日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300	ホテル仙台プラザ	地域活性化講演会	①・無	交通費辞退	1,580
42	堀 ゆか	平成19年3月20日	平成19年4月4日	一般 新幹線	仙台 - 仙台 - 古川	1,300		研修	①・無	交通費辞退	1,580
58	渡邊 浩幸	平成19年3月5日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 下斐子	1,300	ホテルメトロポ リタツ仙台	東北大学連携ビジネスインキュー タ(T-Biz)開設支援セミナー に関する研修会	①・無	交通費辞退	1,810
59	渡邊 浩幸	平成19年3月12日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 下斐子	1,300	県庁	半導体関連産業業界及び企業動向に 関する研修会	①・無	交通費辞退	1,810
60	渡邊 浩幸	平成19年3月13日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 下斐子	1,300	ホテルメトロポ リタツ仙台	地域中小企業サポーターズサミツ ト in 東北	①・無	交通費辞退	1,810
61	渡邊 浩幸	平成19年3月16日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 下斐子	1,300	県庁	環境産業コーディネーター業務成果 発表会	①・無	交通費辞退	1,810
	小	計		14件		18,200					25,764
農業振興部											
30	小松 めぐみ	平成19年3月19日	平成19年4月4日	一般	古川 - 仙台 - 鶴ヶ丘	2,612	県庁第2分庁舎	平成18年度土づくり推進事業成績 検討会	有・㊦		
43	佐々木 秀夫	平成19年3月1日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 長町	1,300		研修	①・無	交通費辞退	1,760
44	佐々木 秀夫	平成19年3月29日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 長町	1,300		会議出席	①・無	交通費辞退	1,760
59	蘇 武 真	平成19年3月8日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 泉	2,648		会議出席	有・㊦		
60	蘇 武 真	平成19年3月14日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 泉	2,648		会議出席	有・㊦		
61	蘇 武 真	平成19年3月16日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 泉	2,648		事務打合せ	有・㊦		
71	高橋 秀典	平成19年3月7日	平成19年3月27日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		普及用務	①・無	交通費辞退	1,580

農業農村整備部

90	平泉 健	平成19年3月27日	平成19年4月4日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		事務打合せ	◎・無	交通費辞退	1,580
91	平泉 健	平成19年3月30日	平成19年4月4日	一般 新幹線	仙台 - 仙台 - 古川	1,300		事務打合せ	◎・無	交通費辞退	1,580
	小	計		9件		17,056					8,260
農業農村整備部											
23	赤井澤光博	平成19年3月20日	平成19年4月4日	一般	古川 - 仙台 - 長町	1,300		会議出席	◎・無	交通費辞退	920
43	大場 誠司	平成19年3月15日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300	ハ一ネル仙台	平成18年度農産物直売所運営研修会	◎・無	交通費辞退	740
61	尾形尚史	平成19年3月13日	平成19年3月27日	一般	仙台 - 仙台 - 古川	1,300		ほ場整備事業用務	◎・無	交通費辞退	740
62	尾形尚史	平成19年3月27日	平成19年4月4日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		会議出席	◎・無	交通費辞退	740
75	加賀見敏史	平成19年3月9日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 下愛子	1,300		会検用務	◎・無	交通費辞退	1,810
84	加茂康治	平成19年3月2日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 東仙台	1,300	県庁	壇の越運動調査調整会議	◎・無	交通費辞退	920
113	桜井孝志	平成19年3月5日	平成19年3月27日	一般	仙台 - 仙台 - 古川	1,300		平成19年度会計検査農道特別調査作成に係る打合せ	◎・無	交通費辞退	740
114	桜井孝志	平成19年3月8日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		会議出席	◎・無	交通費辞退	740
115	桜井孝志	平成19年3月14日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 古川	1,300		会計検査院第4局農林水産検査第2課会計検査事前打ち合わせ	◎・無	交通費辞退	740
116	桜井孝志	平成19年3月16日	平成19年4月4日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		平成18年度宮城県中山間地域等農村活性化推進委員会	◎・無	交通費辞退	740
147	佐藤佳奈子	平成19年3月15日	平成19年3月27日	一般	仙台 - 仙台 - 古川	1,300		事務打合せ	◎・無	交通費辞退	740
171	菅原 常	平成19年3月9日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		用地買収用務	◎・無	交通費辞退	740
185	玉手敬悦	平成19年3月16日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		会議出席	◎・無	交通費辞退	740
203	二階堂和雄	平成19年3月2日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 高森	1,300	県庁	壇の越運動調査調整会議	◎・無	交通費辞退	1,265
204	二階堂和雄	平成19年3月8日	平成19年3月27日	一般	高森 - 仙台 - 高森	2,397	県庁河川課	経営体育成基盤整備事業『下志田地区』の河川法23条に係る打合せ	◎・無		
205	二階堂和雄	平成19年3月19日	平成19年4月4日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		ほ場整備事業用務	◎・無	交通費辞退	1,265
244	原野三男	平成19年3月6日	平成19年3月27日	一般	実沢 - 仙台 - 古川	1,300		事務打合せ	◎・無	交通費辞退	1,265
245	原野三男	平成19年3月14日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 古川	1,300		会計検査院第4局農林水産検査第2課会計検査事前打ち合わせ	◎・無	交通費辞退	1,480
251	丸尾泰一郎	平成19年3月27日	平成19年4月4日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		事務連絡	◎・無	交通費辞退	740
280	吉川 弘	平成19年3月6日	平成19年3月27日	一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300	自治会館	農業農村整備事業管理計画策定に関する打合せ	◎・無	交通費辞退	740
	小	計		20件		27,097					17,805

林業振興部

28	佐藤 裕之	平成19年3月9日	平成19年3月23日	一般	古川 - 仙台 - 仙台中田	1,300		治山用務	①・無	交通費辞退	930
34	鈴木 和幸	平成19年3月12日	平成19年3月23日	一般	仙台 - 仙台 - 古川	1,300	県庁	「もっことみやぎの間伐材」流通拡大対策事業推進会議	①・無	交通費辞退	740
56	吉田 光浩	平成19年3月30日	平成19年4月4日	一般	栗仙台 - 仙台 - 古川	1,300		事務打合せ	①・無	交通費辞退	920
73	渡辺 修	平成19年3月2日	平成19年3月23日	一般	古川 - 仙台 - 仙台中田	1,300		普及指導用務	①・無	交通費辞退	930
74	渡辺 修	平成19年3月13日	平成19年3月23日	一般	古川 - 仙台 - 仙台中田	1,300	県森林組合連合会	平成18年度宮城南部/北部流域森林・林業活性化セミナー合同事務高員会議	①・無	交通費辞退	930
	小計	計		5件		6,500		合計			4,450

大崎家畜保健衛生所

4	石黒 百合子	平成19年3月20日	平成19年4月4日	一般	向陽台 - 仙台 - 向陽台	1,300	県庁	宮城県広報研修会「パブリシティとホームページの活用」	①・無	交通費辞退	1,218
35	佐藤 尚	平成19年3月19日	平成18年3月26日	自家用車運転	古川 - 仙台 - 栗仙台	2,537	県庁第2分庁舎	平成18年度第5回家畜衛生対策会議	有・②		
56	嶋田 俊治	平成19年3月14日	平成19年3月26日	一般	泉 - 仙台 - 泉	1,300	土地改良事業団 土連合会	会検2課実地検査事前打合せ会議	①・無	交通費辞退	1,030
57	嶋田 俊治	平成19年3月27日	平成19年4月4日	一般	泉 - 仙台 - 泉	1,300		畜産振興用務	①・無	交通費辞退	1,030
67	鈴木 歩	平成19年3月19日	平成19年3月26日	一般	古川 - 仙台 - 仙台中田	2,230	県庁第2分庁舎	平成18年度第5回家畜衛生対策会議	有・②		
68	鈴木 歩	平成19年3月29日	平成19年4月4日	一般	古川 - 仙台 - 仙台中田	2,230	県庁	家畜防疫打合せ	有・②		
	小計	計		6件		10,897					3,278

美里農業改良普及所

10	野澤 典子	平成19年3月1日	平成19年3月27日	一般	小牛田 - 仙台 - 仙台	2,040	仙台ビジネスホ テル	地域農業改革支援講演会	有・②		
	小計	計		1件		2,040		合計			0

石巻地方振興事務所

総務部											
10	二瓶 年信	平成19年3月7日	平成19年3月26日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 仙台	2,796	仙台	工事経理関係事務	有・②		
	小計	計		1件		2,796					0

地方振興部

36	松崎 正俊	平成19年3月13日	平成19年3月26日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 吉成	3,055	仙台	移住交流打合せ、地域中小企業サ ボーターズサミット	有・●	
37	松崎 正俊	平成19年3月19日	平成19年4月4日	自家用車運転	吉成 - 仙台 - 石巻	3,055	仙台	中小企業地域資源プロジェクト 説明会	有・●	
小 計				2件		6,110				0

農業振興部

14	門脇 正好	平成19年3月1日	平成19年3月27日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 仙台	2,796	自治会館等	農業構造改革支援研修会	有・●	
16	庄司理津子	平成19年3月1日	平成19年3月27日	自家用車運転	仙台 - 東仙台 - 仙台	370	仙台畜保健衛 生所	乳用牛群検定立会検定員全体研修会	有・●	
26	鈴木 宏	平成19年3月1日	平成19年3月27日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 東仙台	2,981	大衡村 大和町、 仙台市	1. 平成18年度第2回安全・安心な 農畜産物供給支援対応研修(午前)； 2. 宮城県版GAP(農業適正規範) 推進研修会(午後)	有・●	
35	千葉芳則	平成19年3月13日	平成19年3月27日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 東仙台	2,981	県庁	農業改良普及センター次長会議	有・●	
36	千葉芳則	平成19年3月27日	平成19年4月5日	自家用車運転	東仙台 - 仙台 - 石巻 - 鹿又 - 石巻	3,647	石巻市鹿又三軒 谷地老人憩いの 家	鹿又三軒谷地地区農用地利用改善組 合及び鹿又三軒谷地営農組合設立総 会	有・●	
小 計				5件		12,775		合 計		0

農業農村整備部

26	小川 芳夫	平成19年3月9日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 仙台	2,120	仙台	会検打合せ	有・●	
27	小川 芳夫	平成19年3月20日	平成19年4月4日	一般	仙台 - 仙台 - 石巻	2,120	仙台	検査打合せ	有・●	
28	小川 芳夫	平成19年3月23日	平成19年4月4日	一般	石巻 - 仙台 - 仙台	2,120	仙台	検査打合せ	有・●	
51	小野寺良光	平成19年3月2日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 泉	2,410	土地連	みのり会打ち合わせ	有・●	
52	小野寺良光	平成19年3月9日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 泉	2,410	仙台市	平成18年度第6回農地集積指導 チーム会議	有・●	
73	笹村 恵司	平成19年3月13日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 仙台	2,120	土地改良会館	第3回農地集積指導センター連絡会 議	有・●	
74	笹村 恵司	平成19年3月15日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 仙台	2,120	仙台市「ハート ル」仙台」	平成18年度農産物直売所運営研修 会	有・●	
111	松浦 繁	平成19年3月16日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 長命ヶ丘	2,590	自治会館	平成18年度第3回農業農村整備関 係連絡会議	有・●	
112	松浦 繁	平成19年3月26日	平成19年4月4日	一般	長命ヶ丘 - 仙台 - 石巻	2,590	仙台	県民サービス向上星マーク授与式	有・●	
154	山田 隆幸	平成19年3月8日	平成19年3月26日	自家用車運転	長町 - 仙台 - 長町	370	土地改良会館	農地・水・環境保全向上対策地域協 議会 第3回検討部会	有・●	
155	山田 隆幸	平成19年3月16日	平成19年4月4日	自家用車運転	長町 - 仙台 - 長町	370	仙台市ビジネス ホテル	平成18年度宮城県中山間地域等農 村活性化推進委員会	有・●	

156	山田 隆幸	平成19年3月23日	平成19年4月4日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 長町	3,018	仙台第3合同庁舎	障害防止打合せ	有・●	
157	山田 隆幸	平成19年3月27日	平成19年4月4日	自家用車運転	長町 - 仙台 - 石巻	3,018	県庁	ほ場整備打合せ	有・●	
176	蓬 畑 健一	平成19年3月9日	平成19年3月26日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 岩切	3,129	仙台	会検打合せ	有・●	
	小計	計		14件		30,505				0

林業振興部

3	小野 泰道	平成19年3月12日	平成19年3月26日	自家用車運転	下愛子 - 仙台 - 高森 - 下愛子	1,982	ロイヤルパークホテル	「ネダソンの更なる可能性について」シンポジウム	有・●	
16	河野 裕	平成19年3月16日	平成19年3月26日	一般	石巻 - 仙台 - 茂庭	2,731	仙台	金華山島保全対策検討委員会出席	有・●	
17	河野 裕	平成19年3月29日	平成19年4月4日	一般	石巻 - 仙台 - 茂庭	2,731	仙台	事務引継ぎ	有・●	
23	佐藤 裕也	平成19年3月6日	平成19年3月26日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 長町	3,018	仙台市	平成18年度山行苗木需給調整会議	有・●	
	小計	計		4件		10,462				0

水産漁港部

5	青木 繁道	平成19年3月19日	平成19年3月23日	一般	岩切 - 仙台 - 石巻	2,310	県庁	宮城県漁業協同組合の合併認可交付式	有・●	
6	青木 繁道	平成19年3月15日	平成19年3月23日	一般	石巻 - 仙台 - 岩切	2,310	県庁	平成18年度水産基盤整備に係る定例打合せ(第4四半期)	有・●	
39	千葉 光敏	平成19年3月9日	平成19年3月23日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 吉成	3,055	県庁	平成18年度第3回「知水講座」	有・●	
40	千葉 光敏	平成19年3月15日	平成19年3月23日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 吉成	3,055	県庁	平成18年度水産基盤整備に係る定例打合せ(第4四半期)	有・●	
45	西塚 健哉	平成19年3月29日	平成19年4月4日	自家用車運転	鶴ヶ丘 - 仙台 - 石巻	3,314	仙台	事務引受	有・●	
65	文谷 俊雄	平成19年3月15日	平成19年3月23日	一般	石巻 - 仙台 - 東仙台	2,300	県庁行政庁舎	水産関係事業に関する打合せ会について	有・●	
66	文谷 俊雄	平成19年3月27日	平成19年4月4日	一般	石巻 - 仙台 - 東仙台	2,300	県庁	第325回宮城海区漁業調整委員会	有・●	
	小計	計		7件		18,644				0

大崎土木事務所

17	阿部 清一	平成19年3月2日	平成19年3月20日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300	県庁第2分庁舎	平成18年度第6回技術次長(総括)技術補佐(総括)会議	有・●	交通費辞退 1,580
18	阿部 清一	平成19年3月15日	平成19年3月30日	一般 新幹線	仙台 - 仙台 - 古川	1,300		大江川J R上流工区打合せ	有・●	交通費辞退 1,580
19	阿部 清一	平成19年3月26日	平成19年4月5日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		打合せ(岩出山大橋打合せ)	有・●	交通費辞退 1,580

28	猪股保郎	平成19年3月8日	平成19年3月20日	新幹線 一般	古川 - 仙台 - 仙台	1,300		打合せ（平成19年度道路局所管市町道路補助事業早期実施認可ヒヤリング）	有・●	交通費辞退 1,580
38	遠藤 学	平成19年3月2日	平成19年3月20日	自家用車運転	古川 - 仙台 - 高森	2,870	県警本部交通規制課	国道108号仮設道路設置について 小生田都市計画東不動堂線と（） 浦合三本木線との交差点の交差点協 議について	有・●	
39	遠藤 学	平成19年3月9日	平成19年5月17日	自家用車運転	古川 - 仙台 - 高森	2,870	N T T イノテック ネット五橋第2	（）坂本古川線飯川（光フェーブル）埋 事に伴うN T T 施設移設について	有・●	
50	太田 泰	平成19年3月19日	平成19年5月17日	自家用車運転	茂庭 - 仙台 - 古川	2,833		事務連絡（職員内示伝達）	有・●	
51	太田 泰	平成19年3月27日	平成19年4月6日	自家用車運転	茂庭 - 仙台 - 古川	2,833		事務連絡（道路課）	有・●	
52	太田 泰	平成19年3月28日	平成19年4月6日	自家用車運転	茂庭 - 仙台 - 古川	2,833		事務連絡	有・●	
55	大槻宗弘	平成19年3月27日	平成19年4月6日	自家用車運転	古川 - 東仙台 - 仙台	2,685		事務連絡	有・●	
82	佐藤守彦	平成19年3月15日	平成19年5月17日	自家用車運転	古川 - 仙台 - 東仙台	2,537	自治会館	みやぎ平成のみちびしん検討会	有・●	
147	山田智志	平成19年3月2日	平成19年3月20日	自家用車運転	古川 - 仙台 - 泉	2,648	県警本部交通規制課	国道108号仮設道路設置について 小生田都市計画東不動堂線と（） 浦合三本木線との交差点の交差点協 議について	有・●	
148	山田智志	平成19年3月15日	平成19年5月17日	自家用車運転	古川 - 仙台 - 泉	2,648	自治会館	みやぎ平成のみちびしん検討会	有・●	
149	山田智志	平成19年3月7日	平成19年5月21日	自家用車運転	古川 - 向陽台 - 泉	2,056		大崎大通線地権者対応	有・●	
	小	計		14件		32,013				6,320

石巻土木事務所

13	石川光博	平成19年2月8日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 東仙台 - 仙台	2,796	仙台土木事務所	水門・陸ごう操作報告に関する説明 会	有・●	
14	石川光博	平成19年3月9日	平成19年4月12日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 下愛子	3,129	県庁	平成18年度第3回「知水講座」	有・●	
23	伊藤光康	平成19年2月16日	平成19年3月22日	一般	石巻 - 仙台 - 仙台	2,120	県庁	平成18年度宮城県公共工事契約業 務連絡協議会研修会	有・●	
24	伊藤光康	平成19年3月28日	平成19年4月12日	一般	仙台 - 仙台 - 石巻	2,120	県庁	宮城県電子県庁共通基盤システム所 属長等研修	有・●	
26	岩崎力久	平成19年2月13日	平成19年3月22日	一般	石巻 - 仙台 - 東仙台	2,300	仙台市青年文化 センター	改正都市計画法・建築基準法及び改 正中心市街地活性化法の運用に關す る説明会	有・●	
34	後藤隆一	平成19年2月16日	平成19年3月22日	一般	石巻 - 仙台 - 仙台	2,120	県庁	平成18年度宮城県公共工事契約業 務連絡協議会研修会	有・●	
38	小林和彦	平成19年3月14日	平成19年4月12日	自家用車運転	長命ヶ丘 - 仙台 - 長 命ヶ丘	1,390	自治会館等	改正建築基準法説明会 H18年 度下半期建築物防火査察結果検討会	有・●	
39	小林和彦	平成19年3月20日	平成19年4月12日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 長命ヶ丘	3,166	県庁建築宅地課	建築土木事務所登録申請について	有・●	

41	近藤 善裕	平成19年2月23日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 長町 - 鉤取	3,166	東北電力株式会社 技術センター	原発導水管打合せ	有・●	
64	齋藤 一彦	平成19年3月15日	平成19年4月12日	自家用車運転	泉 - 仙台 - 石巻	3,092	県庁道路課	小野橋災害復旧橋梁（上部工）工事 完成検査等について	有・●	
65	齋藤 一彦	平成19年3月30日	平成19年4月12日	自家用車運転	泉 - 仙台 - 石巻	3,092	県庁道路課	事務引受けについて	有・●	
77	鈴木 典宏	平成19年2月27日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 下愛子	3,129	仙台サンワザ	技術セミナー・セメント・コンク リート技術の話題	有・●	
78	鈴木 典宏	平成19年3月6日	平成19年4月12日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 下愛子	3,129	県警察本部	（主）河北桃生線寺崎道路改良（信 号機移設）について	有・●	
101	高橋 裕喜	平成19年2月5日	平成19年3月22日	自家用車運転	下愛子 - 仙台 - 石巻	3,129	県庁土木総務課	特昇内申提出	有・●	
102	高橋 裕喜	平成19年2月8日	平成19年3月22日	自家用車運転	下愛子 - 仙台 - 石巻	3,129	県庁	時間外勤務について	有・●	
103	高橋 裕喜	平成19年2月9日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 下愛子	3,129	県庁	職員健康管理用務	有・●	
104	高橋 裕喜	平成19年3月9日	平成19年4月12日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 下愛子	3,129	県庁	職員健康管理用務	有・●	
113	早坂 俊広	平成19年3月29日	平成19年4月12日	自家用車運転	下愛子 - 仙台 - 石巻	3,129	県庁道路課	H19年4月の人事異動に伴う事務引 受け	有・●	
124	巻 博之	平成19年2月1日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 仙台	2,796	県警本部交通規 制課	（関）398号大街道新橋の架けかえ に関する打合せ	有・●	
133	水摩 見自	平成19年3月9日	平成19年4月12日	一般	石巻 - 仙台 - 仙台	2,120	県庁	第3回用地補償事務検討会	有・●	
152	宮腰 俊也	平成19年2月13日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁道路課	曾波神大橋上部（P9～A2）工事【設 計照査に伴う変更に関する打合せ】	有・●	
153	宮腰 俊也	平成19年2月19日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁環境政策課	国道398号石巻バイパス環境影響評 価事後調査中間報告書について	有・●	
154	宮腰 俊也	平成19年2月21日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁道路課	（国）398号石巻バイパス（大爪工 区）の軟弱地盤対策について	有・●	
155	宮腰 俊也	平成19年3月6日	平成19年4月12日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁道路課	曾波神大橋上部（P9～A2）工事 【設計照査に伴う変更に関する打合 せ】（その2）	有・●	
156	宮腰 俊也	平成19年3月16日	平成19年4月12日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁道路課	南境トンネル設計変更について	有・●	
171	森 俊哉	平成19年2月13日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁道路課	曾波神大橋上部（P9～A2）工事【設 計照査に伴う変更に関する打合せ】	有・●	
172	森 俊哉	平成19年2月27日	平成19年3月22日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	仙台サンワザ	技術セミナー・セメント・コンク リート技術の話題	有・●	
173	森 俊哉	平成19年3月6日	平成19年4月12日	自家用車運転	石巻 - 仙台 - 泉	3,092	県庁道路課	曾波神大橋上部（P9～A2）工事 【設計照査に伴う変更に関する打合 せ】（その2）	有・●	
小 計		28件				80,046				0
合 計		146件				305,415 円				82,015

交通費辞退計

82,015